

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法……償却原価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法……有形固定資産：定率法(建物の一部のみ定額法)によっている。
無形固定資産：定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。
 - ② 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当年度末において発生していると認められる額を計上している。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ④ 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (4) リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特 定 資 産				
役員退職慰労引当資産	1,529,000	423,600	0	1,952,600
退職給付引当資産	49,159,566	7,482,984	5,750,940	50,891,610
減価償却引当資産	391,865,933	15,000,000	3,392,590	403,473,343
修繕費引当資産	23,995,165	0	0	23,995,165
合 計	466,549,664	22,906,584	9,143,530	480,312,718

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特 定 資 産				
役員退職慰労引当資産	1,952,600	-	-	(1,952,600)
退職給付引当資産	50,891,610	-	-	(50,891,610)
減価償却引当資産	403,473,343	(0)	(403,473,343)	-
修繕費引当資産	23,995,165	(0)	(23,995,165)	-
合 計	480,312,718	(0)	(427,468,508)	(52,844,210)